

## 船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月19日 18時47分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼南西方沖 喜屋武埼灯台から真方位218° 18.0海里（M）付近 （概位 北緯25° 50.5′ 東経127° 28.0′）
事故の概要	漁船尚生丸は、南南西進中、また、漁船正丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年5月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 尚生丸、8.5トン ON2-0476（漁船登録番号）、個人所有 第295-26420号（船舶検査済票の番号） B 漁船 正丸、2.93トン ON3-28323（漁船登録番号）、個人所有 第296-26096号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷外板に破口、主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	A船は、船長Aが船首方に死角が生じる操舵室下部の渡し板に腰を掛けて見張りに当たり、レーダーの接近警報を1.5MIに設定し、約7ノットの対地速力で自動操舵により南南西進中、B船と衝突した。 船長Aは、レーダーの接近警報の警報音が鳴らなかったため、付近に他船はいないものと思っていた。 船長Aは、レーダーの接近警報を設定した際、海面反射を抑えるように感度等の調整を行っていたため、小型船等の映像を消すような調整をしてしまったのではないかと本事故後に思った。 船長Aは、ふだんから操舵室上部の椅子に腰を掛け、船首方に死角がある状態で見張りを行っていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁場に向けて航行していたところ、眠気を生じたため、主機を中立運転とし、東に向首した状態で漂泊した。

	<p>船長Bは、機関室後方の居室で仮眠していたところ、衝撃を感じて他船との衝突に気づき、その後、転覆したB船から船外に出た。</p> <p>B船には、レーダーがなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、船長Aが、付近に他船がないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが居室で仮眠をしていて見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが漂泊中に仮眠をしていて見張りを行っていなかったため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りをを行うこと。</li> <li>・ 休息する場合は、できる限り他船の航行の妨げとならない安全な場所に錨泊などして休息すること。</li> </ul>